

令和6年度きたひろ地域自立支援プロジェクト事業 募集要項

募集期間

令和6年4月10日（水曜日）～4月30日（火曜日）

北広島町まちづくりセンター

I 概要

1. 目的

地域資源や知的資産を活用し、町内外の人々から広く共感を得られる事業を行う団体等に対して、ふるさと寄附制度により集まったふるさと寄附金を基準に、寄附者の意思を反映したふるさと寄附金を交付金として交付する。

2. 用語の意義

(1) 地域資源

地域活性化の試みにおいて特徴・素材となる農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源等のこと。

(2) 知的資産

特許やノウハウの知的財産に加え、人材、技術、組織力、ブランド等、団体の競争力の源泉となる目に見えない資産のこと。

(3) ふるさと寄附

個人が自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、原則として、所得税と住民税から所得に応じて税額が控除される制度のこと。

(4) 交付金

交付対象団体からの事業提案をもとに、本町がふるさと寄附制度を活用し、広く寄附を募り、集まった寄附金を原資に交付するもののこと。

(5) 自己調達 外部から事業に必要な資金を調達すること。

(6) 自己資金 事業のために団体自らが用意した資金のこと。

3. 対象団体

以下のいずれかに該当する団体とします。

(1) 北広島町まちづくり基本条例（平成 29 年北広島町条例第 1 号）第 23 条に規定する地域自治組織

(2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する町内の特定非営利活動法人

(3) その他の営利を目的としない団体であって、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

①町内で主たる活動を実施すること。

②町内に在住、在勤又は在学する者を構成員として 5 人以上有すること。

③事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。

④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。

4. 対象事業

対象となる事業は、次に掲げる要件のすべてに該当する事業とします。

- (1) 地域の活性化や地域課題の解決に繋がる地方創生に資する事業であること。
- (2) 地域資源や知的資産を活用し、公共性、自立性、将来性を有する事業であること。
- (3) 町内外の人々から広く共感を得られる事業であること。
- (4) 特定の政治・思想・宗教等の活動を行う事業でないこと。
- (5) 専ら、団体等の利益追求のために行う事業でないこと。

5. 交付金額

区 分	金 額
事業認定時	ふるさと寄附の目標金額
ふるさと寄附募集終了後	集まったふるさと寄附金額から手数料等を差し引いた額

※集まったふるさと寄附金が目標金額に到達せず、不足した場合は、認定団体の自己調達又は自己資金にて賄うこととなります。やむを得ず、当初より事業規模を縮小する場合は、変更申請書を提出し、町長の承認を得る必要があります。

※最終的な交付金額の決定は、ふるさと寄附募集終了後に、集まったふるさと寄附金に基づき変更承認申請を行い、予算の範囲内で交付金を交付しますので、事業認定時に交付金の額を確定させるものではありません。

6. 事業実施期間

事業を実施する期間は、交付決定を受けてから着手して、事業が完了する日（最終は令和7年3月31日）までが対象となります。

7. 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、事業の実施に直接的に必要となる経費であって、別表1のとおりです。

8. 概算払請求

交付金の交付は、事業終了後となりますが、交付決定審査を経て、本町から交付金交付決定を受けた後であれば、町長が交付対象事業の遂行上、特に必要があると認めた場合に限り、2回を上限に、交付金を概算払で請求することができます。

【例】事業に要する費用が180万円（税込）の場合

1 認定時

事業に要する費用（税込） 180 万円		
交 付 対象外 経 費 10 万円	交付対象経費（税込） 170 万円	
自己資金 30 万円	交付金（ふるさと寄附金） 150 万円（目標金額）	

2 募集後

（1）目標金額が未到達となった場合

・集まったふるさと寄附金額130万円の場合

事業に要する費用（税込） 180 万円		
自己資金 30 万円	ふるさと寄附金 130 万円	不足額 20 万円

（対応1）不足額を自己調達

事業に要する費用（税込） 180 万円		
自己資金 30 万円	交付金（ふるさと寄附金） 130 万円	<u>自己調達</u> 20 万円

（対応2）事業規模を縮小

事業に要する費用（税込） 160 万円		事業規模の縮小 20 万円
自己資金 30 万円	交付金（ふるさと寄附金） 130 万円	

(2) 目標金額が超過した場合

・集まったふるさと寄附金額 170 万円の場合

事業に要する費用（税込） 180 万円	
自己資金 30 万円	ふるさと寄附金 170 万円

(対応 1) 自己資金を圧縮

事業に要する費用（税込） 180 万円	
自己 資金 10 万円	交付金（ふるさと寄附金） 170 万円

(対応 2) 事業経費（交付対象経費）の増額

事業に要する費用（税込） 200 万円	
自己資金 30 万円	交付金（ふるさと寄附金） 170 万円

・集まったふるさと寄附金額 200 万円の場合

(対応 1) 自己資金は対象外経費のみに充て、その以外の事業に要する費用は、ふるさと寄附を用いて事業実施を行い、残った金額を次年度以降の事業に充てる

事業に要する費用（税込） 180 万円	
自己 資金 10 万円	交付金（ふるさと寄附金） 170 万円
次年度以降の 事業に充てる 30 万円	

※交付金額の変更等により事業内容の変更を行う場合は、変更申請書を提出し、町長の承認を得る必要があります。

Ⅱ 申請方法

1. 申請書類

- (1) きたひろ地域自立支援プロジェクト事業認定申請書（別記様式第1号）【1部】
- (2) 事業計画書（別紙1）【1部】
- (3) 収支予算書（別紙2）【1部】
- (4) 規約又は会則若しくはこれに代わるもの（地域自治組織、その他任意団体の場合）【1部】
- (5) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの（NPO法人の場合）【1部】
- (6) 直近事業年度分（3か年）の決算書写し【1部】
- (7) その他（団体等の組織図又は構成員名簿）【1部】

2. 募集期間・受付場所・問い合わせ先

- (1) 募集期間
令和6年4月10日（水）～ 令和6年4月30日（火）
- (2) 受付場所・問い合わせ先
北広島町まちづくりセンター
〒731-1595 北広島町有田 1234 番地
電話：0826-72-7375 FAX：0826-72-6034
E-mail kitamachi-c@town.kitahiroshima.lg.jp

※申請を希望する団体等は、必ず事前に相談してください。

※申請書類は、持参又は郵送してください。

※様式は、町ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/site/ouenfund/>

3. 応募の条件

- (1) 暴力団などの構成員がいないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。

4. 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請団体の負担となります。
- (2) 申請団体が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とします。
- (3) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (4) 申請書類は返却しません。

5. 個人情報の管理

申請に係る提出書類により、本町が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- (1) 交付対象事業の認定における審査・選考・事業管理のため。
- (2) 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (3) 申請情報を統計的に集計・分析し、申請団体を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (4) 本町各部署の関係する施策等への情報提供のため。

Ⅲ 事業の認定

1. 認定の方法

きたひろ地域自立支援プロジェクト事業選定委員会により、厳正に審査を行います。

2. 認定事業数

選定委員会で選定された事業数とします。

3. プレゼンテーションの実施

選定委員会において、申請団体の事業内容やその手法等をヒアリングするプレゼンテーションを実施します。(令和6年5月下旬頃実施予定)

詳しい実施方法等は、別途通知します。

プレゼンテーションは、事業内容の説明(10分程度)及び選定委員との質疑応答(10分程度)の20分とします。(プレゼンテーションを実施する順番は、申請書類を受理した順番とします。)

プレゼンテーションは、原則、申請書類をもとに行い、補足資料がある場合は、申請団体において準備してください。

4. 審査基準

(1) 評価基準

評価項目	評価基準	係数	配点
目的(動機)	地域の課題解決や地域活性化、まちづくりにつながるかどうか。	5	25点
事業内容	・地域資源や知的資産を活用した事業であるかどうか。 ・公共性・自立性・将来性があるかどうか。 ・提案力・実践力があるかどうか。	5	25点

	・ 広く一般の方にも共感してもらえる事業であるかどうか。		
成果見込	目的を達成できる見込みがあるかどうか。	5	25 点
収支予算	・ 収支バランスが優れているかどうか。 ・ 対象経費が妥当であるかどうか。 ・ 自己資金の確保又は自己調達方法が確立されているかどうか。	5	25 点
合計			100 点

(2) 認定基準

認定基準点を評価点の 70 点以上（100 点満点）とします。

(3) 評価の方法

評価点は、次の配点基準に係数をかけた点数とします。

（5 点：良い、4 点：やや良い、3 点：普通、2 点：やや悪い、1 点：悪い）

(4) 認定方法

選定委員会において審査し、申請された事業ごとに評価点を集計し、評価点 70 点以上を獲得した事業を交付対象事業として認定します。

5. 認定結果の通知

認定結果は、申請書類を提出したすべての申請団体に対して速やかに文書で通知します。

6. 留意事項

申請の内容には団体等の秘密に属するものが含まれるため、選定委員会は非公開で行います。

IV ふるさと寄附金

1. ふるさと寄附金の流れ

- (1) 本町は認定した事業を、本町のホームページ等に掲載し、支援者から寄附を募ります。
- (2) 支援者は、応援したい事業を選択し、本町にふるさと寄附金として寄附します。
- (3) 本町は、集まったふるさと寄附金を原資に認定団体に交付金として交付します。
- (4) 本町及び認定団体は、ふるさと寄附金の活用状況や事業の取組状況について、寄附者にフィードバックすることとし、透明性を確保します。
- (5) ふるさと寄附に係る返礼品は町に登録されている商品・サービスが発送されます。認定団体で用意する必要はありません。(返礼品の登録については別途ご相談ください。)

2. ふるさと寄附受付期間について

ふるさと寄附受付の受付終了時期については、令和6年12月末までで事業者が指定できます。

3. 留意事項

認定団体が認定の取り消しをされた場合は、速やかに当該事業に対するふるさと寄附の受付を停止します。その場合、既に交付されたふるさと寄附金の返還を求めます。交付されていないふるさと寄附金については、本町のふるさと基金に積み立てを行い、町が行う事業の財源とします。

V 交付金の手続

別表2「交付金の手続」を参照してください。

VI 成果報告

事業実施後及び1年経過時点で認定事業の成果を報告する必要があります。

別表 1 交付対象経費

経費区分	細区分	支出内容の例示	補助対象の有無等
報酬等	—	団体等の構成員の報酬・給与等	交付対象外
賃金	—	アルバイト代	交付対象 ※団体等の構成員に係る人件費は交付対象外
報償費	—	ワークショップやフィールドワーク、座学講習等の専門家等に対する謝金等	交付対象 ※源泉徴収の必要があるので、税務署等へ相談すること。
旅費	—	ワークショップやフィールドワーク、座学講習等の専門家等に対し支払われるもののほか、事業の実施に必須となる団体等の構成員の旅費	交付対象 ※団体等の構成員の通常業務に係る旅費は交付対象外 団体等に旅費規定がある場合は規定により、ない場合は実費
交際費	贈答経費や催事、懇談会等の経費	香典、花輪、見舞い、祝儀、土産等、行事、式典等に出席する場合の儀礼上必要とされる会費や懇談会等の経費	交付対象外
需用費	消耗品費	事務用品、事業実施の際の小看板等	交付対象。短期間の使用又は1回の使用で、その性質又は形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得経費（取得価格は10万円未満） ※物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費は交付対象外
	燃料費	木炭、灯油、プロパンガス等、事業の実施に必要な燃料等の購入等に要する経費	交付対象
	食糧費	弁当、お茶、コーヒー、酒類等	交付対象外
需用費	印刷製本費	事業の広報ポスター、参加者募集チラシの印刷代、コピー料等	交付対象 ※販売を目的としたパンフレット、雑誌等の印刷経費は交付対象外
	光熱水費	事業の実施に伴い必要となる電気料金、ガス料金、上下水道使用料等	交付対象 ※団体等が活動する施設等の運営費については交付対象外
	修繕料	事業の実施に必要な備品等の一部の修繕、補修又は施設等の小規模な修繕等現状復旧を目的とする修繕の経費	交付対象

経費区分	細区分	支出内容の例示	補助対象の有無等
役務費	通信 運搬費	郵便料（切手、ハガキ等）、 運搬料（事業の実施に伴う物 品の荷造費等）	交付対象
	広告料	事業の宣伝等の幟、立看板等 による広告費	交付対象
	手数料	送金手数料等	交付対象
	筆耕 翻訳料	表彰状等の筆耕料等	交付対象
委託料	—	事業の実施に際して必要な 専門家への業務委託等	交付対象 ※事業の主要部分を他に委託 するものは交付対象外
使用料 及び 賃借料	—	土地、家屋、会場、会議室等 の借上料、バス、タクシーの 借上料、高速道路通行料等	交付対象 ※団体等の運営費（事務所借上 料等）については交付対象 外。バス、タクシーの利用に ついては、事業の実施に必要な ものに限る。
工事 請負費	—	事業の実施に必要な施設等 の簡易な工事等（リノベーション、 内装工事、建具等）	交付対象（必要最小限のもの） ※完成した建築物等は、事業終 了後も適正な管理を行うこと とし、管理が見込めない場 合は交付対象としない。
原材料費	—	事業の実施に際して必要と なる原材料の購入費、リノベ ーションに使うセメント、砂 利、木材等、産品開発に伴う 野菜や果実等	交付対象
備品 購入費	—	性質、形状を変えることなく 長期にわたって継続使用に 耐える物で取得価額が10万 円以上の物品	交付対象 ※購入した備品等は、事業終了 後も適正な管理を行うこと とし、管理が見込めない場合 は交付対象としない。汎用性 の高い物品（パソコン、テレ ビ等）について、事業の実施 に際して特別な理由のない 場合は交付対象外
返礼品購 入費	—	ふるさと寄附金による支援 者への返礼に要する費用	交付対象
負担金、 補助金等	負担金等	事業実施に必要な講習会の 受講料等	交付対象
	補助金等	他団体等に対する補助金等	交付対象外
貸付金	—	他団体等に対する貸付金	交付対象外

別表 2 交付金の手続

団体等	町	日程予定
①事前相談 ③事業認定申請 別記様式第 1 号（認定申請） 別紙 1 別紙 2 その他書類	②相談受付 ④選定委員会審査事業認定 別記様式第 2 号（認定） 別記様式第 3 号（不認定）	4 月 10 日 ～ 4 月 30 日 5 月上旬
⑤交付申請 別記様式第 4 号（交付金申請） 別記様式第 5 号（内容変更） 別紙 3（内容変更） 別紙 4（内容変更） その他書類（内容変更） ⑧概算払申請 別記様式 8 号（概算払） ⑩内容変更 別記様式第 9 号（交付決定後内容変更） 別紙 5（交付決定後内容変更） 別紙 6（交付決定後内容変更） その他書類（交付決定後内容変更） ⑫交付金交付・事業実施 別記様式 7 号（交付金請求書） ⑬事業完了・実績報告 別記様式第 12 号（実績報告） 別紙 7 別紙 8 その他書類	⑥交付決定 別記様式 6 号様式（交付決定） ⑦ふるさと寄附募集開始 ⑨ふるさと寄附募集終了 ⑪内容変更承認・不承認 別記様式第 10 号（承認） 別記様式第 11 号（不承認） ⑭額の確定 別記様式第 13 号 （交付金交付確定通知）	7 月上旬 6 月初旬 寄附募集 期間内 12 月末まで で事業者が 指定した日 随時 随時 R7. 3 月
⑮成果報告（1 年経過後） 別記様式第 15 号		R8. 3 月

FAQ >>> よくあるご質問と回答

Q 1. 北広島町以外の団体等でも申請できますか？

A 1. 交付対象団体は、北広島町まちづくり基本条例に規定する町内の地域住民組織、町内の特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の営利を目的としない団体であって、町内で主たる活動を実施し、町内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5人以上有しているなど、原則、町内の団体等が対象となります。

Q 2. 他の補助金・助成金と併用することはできますか？

A 2. 当該事業はふるさと寄附金を活用しているため、事業認定を受けた事業実施において、他の補助金・助成金との併用はできません。

Q 3. 申請以前より着手している事業でも申請できますか？

A 3. 申請前に着手した事業は、交付金の活用を見込まずに実施するものとみなされるため、交付金を活用することはできません。

Q 4. いつから着手してもよいですか？

A 4. 交付金の交付決定審査を経て、交付決定が通知された後の着手となります。ただし、ふるさと寄附金の受付金額が目標金額に到達しない場合などは、自己負担が増えたり、事業を縮小する必要があったりするので、注意してください。

Q 5. 交付対象期間までに事業完了できない見込みですが、申請できますか？

A 5. 交付対象期間内に完了しない事業は申請できません。

Q 6. 交付金の額はいつごろ確定しますか？

A 6. 交付金の額はふるさと寄附の受付終了後に確定をします。事業認定時点の交付金額はふるさと寄附の目標金額となりますので、集まったふるさと寄附金額により、事業内容が変更する場合は、内容変更申請書の提出をして、町長の承認が必要です。

Q 7. 交付金の交付はいつごろ請求できますか？

A 7. 交付金の交付は、ふるさと寄附の募集期間終了後、ふるさと寄附金の額確定後に請求ができます。ただし、交付金交付決定の通知を受けたあとであれば、ふるさと寄附の受付期間中において、2回を限度に、交付金（ふるさと寄附金）の概算払を受けることができます。

Q 8. ふるさと寄附金の返礼は、町から返礼されるのですか？

A 8. ふるさと寄附金の制度を活用しているため、事業団体において返礼品をご用意いただく必要はありません。

Q 9. 自己資金が必要ですか？

A 9. 取り組まれる事業において、交付対象外経費がある場合やふるさと寄附金が目標金額に未到達になる場合が考えられますので、自己資金や自己調達方法を用意しておく必要があります。